

学長選考規定とその運用

規定と運用	備考
1. 昭和39年11月14日 本規定を理事会決定 施行日-----昭和40年1月25日	定年制から学長をはずすとともに 本規定案における学長任期に関する 項を削除。
2. " 48年3月31日 井上忻治氏学長退任	3年周改選なし
3. " 48年4月1日 石田英一郎氏学長就任	本規定を適用せず
4. " 48年11月13日 福沢一郎氏学長事務取扱就任	本規定を適用せず
5. " 49年3月18日 末松正樹氏学長事務取扱就任	本規定を適用せず
6. " 49年1月31日 本規定に基づき選挙人会は真下 信一氏を学長候補者へ選出	
7. " 49年4月1日 真下信一氏学長就任	49年4月当時の"学外教員"12名は 選挙権を与えられなかったため提訴
8. " 47年3月 村田理事長は「学長選考規定に ついて」弁護団へ提出	本書において学長任期2年であることは主張 したか 施行日は消去して、本規定の 存在しないことを強調。
9. " 47年4月 学長選挙実施	イ. 訴訟対策のため原告側の準備書面中 の選挙規定にある学長任期2年 により、学長選挙にふみきる。 ロ. 規定改訂は行われないとある
10. " 47年4月26日 真下信一氏学長再任	文部省への届出は行っていない。

学長選考規定とその運用

規定と運用	備考
11. 昭和47年4月 原告側学長任期2年を 否認。	原告側は準備書面における任期2年の誤りを 認め、4月選挙の有効を主張したが、48年 3月大学側と和解。
12. " 49年2月16日 理事長率学生2名を含む 選挙規定を理事、 評議員、科長に送る。	理事長は本規定をいかにして任期を再び 2年とする。
13. " 49年2月18日 近く学長改選を行う旨を 返達。	
14. " 49年3月8日 科長会議	学長選実施の可否を諮る。
15. " 49年4月17日 教授会	選挙スケジュールを決定。
16. " 49年4月26日 選挙人会	真下信一氏を学長候補者に選出。
17. " 49年4月31日 評議員会	「学長候補者の同意について」の議題。 未審議のまま会を終了。